

■ 図表2 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)(概要)

目的・基本的考え方

- 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。
- ➔
- 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1)地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2)障害のとらえ方と諸定義の明確化

- ・障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1)障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け 等

→第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2)障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す  
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) ----->8月までの施行	
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的就労への労働法規の適用の在り方</li> <li>・雇用率制度についての検証・検討</li> <li>・職場での合理的配慮確保のための方策</li> </ul>		(～23年内)	(～24年度内目途)	(～24年度内目途)
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向</li> <li>・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策</li> </ul>		(～22年度内)	(～24年度内目途)	(～24年度内目途)
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討</li> <li>・住宅の確保のための支援の在り方</li> </ul>		(～24年度内目途)	(～24年度内目途)	(～24年度内目途)
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費用負担の在り方(応能負担)</li> <li>・社会的入院を解消するための体制</li> <li>・精神障害者の強制入院等の在り方</li> </ul>		(～23年内)	(～23年内)	(～24年度内目途)
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・療育支援体制の改善に向けた方策</li> </ul>		(～23年内)		
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討</li> </ul>				
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方のバリアフリー整備の促進等の方策</li> </ul>		(～22年度内目途)		※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方</li> <li>・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策</li> </ul>			(～24年内)	
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組</li> <li>・投票所のバリア除去等</li> </ul>		(～22年度内)		
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策</li> </ul>			(～24年度内目途)	
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献</li> </ul>				

の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出された。詳細は後述。）

また、施策分野ごとに改革の「工程表」を定めており、個別分野における基本的方向と今後の進め方を簡潔に表している。その概要は図表2のとおり。

### (3) 「第二次意見」

推進会議は、第一次意見の取りまとめ以降、15回にわたって議論し、平成22年12月には障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめた。

この意見では、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」「障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認」「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点をあげ、次に「総則関係」、「基本的施策関係」、「推進体制」等について述べている。

「総則関係」では、

①目的：障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現等

②定義：「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し等

#### ③基本理念

- ・基本的人権の享有主体として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利
- ・障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
- ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
- ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用（障害者権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確認）など

#### ④差別の禁止

- ・障害者権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
- ・差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供等

など12項目について盛り込んでいる。

「基本的施策関係」については、

①地域生活、②労働及び雇用、③教育、④健康、医療、⑤障害原因の予防、⑥精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保、⑦相談等、⑧住宅、⑨ユニバーサルデザインと技術開発、⑩公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保、⑪情報アクセスと言語・コミュニケーション保障、⑫文化・スポーツ、⑬所得保障、⑭政治参加、⑮司法手

続、⑯国際協力について盛り込んだ。

「推進体制」では、国においては、中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組して施策の実施状況の監視を担う新たな審議会組織を設置するとともに、地方においても監視機能を持つ審議会組織の設置を提案している。

また、「障害」の表記として、法令等では、当面「障害」を使用することなどを提案している。

#### **(4) 本部による基本法改正案決定と国会可決、施行**

平成23年3月11日の午前、本部が開催され、上記の推進会議第二次意見を踏まえた障害者基本法の一部を改正する法律案が決定され、同法案は、同年4月22日閣議決定、国会に提出された。

この改正法案は、国会審議の過程で、防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正され、衆議院は同年6月16日、参議院は7月29日、ともに全会一致で可決・成立し、附帯決議も付され同年8月5日に施行された。ただし、「障害者政策委員会」に関する部分は、この公布から1年以内に施行することとなった。(平成24年5月21日に施行。)

## **2 改正障害者基本法の概要**

「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年法律第90号。以下「改正法」という。)の概要は次のとおりである。(図表3「障害者基本法の一部を改正する法律(概要)」や内閣府障害者施策ホームページの「障害者基本法の改正について(平成23年8月)」(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>)も参照。)

### **(1) 目的(法第1条関係)**

「障害者の権利に関する条約(仮称)」(以下「障害者権利条約」という。)の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者権利条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正を行った。障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定した。